

<p><u>前条第1項</u>の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号</u>に該当するもの 納付すべき<u>自動車税</u>の税額の全額又は45,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額</p> <p>(2) <u>前条第1項第2号</u>に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額（賦課期日以後5月31日以前</p>	<p><u>前条第2項</u>の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。</p> <p>(1) <u>前条第2項第1号</u>に該当するもの 納付すべき<u>種別割</u>の税額の全額又は45,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額</p> <p>(2) <u>前条第2項第2号</u>に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額（賦課期日以後5月31日以前</p>
---	--

において、法第157条第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(3) 前条第1項第3号に該当するもの 納付すべき自動車税の税額の全額

において、法第177条の10第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(3) 前条第2項第3号に該当するもの 納付すべき種別割の税額の全額

#### 第2款 環境性能割

##### (環境性能割の課税標準)

第137条の4 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常必要する価額として法第156条の総務省令で定めるところにより算定した金額（第137条の7において「通常の取得価額」という。）とする。

##### (環境性能割の課税標準の特例)

第137条の4の2 法附則第12条の2の13の規定の適用を受ける環境性能割の課税標準は、同条の規定により算定される金額とす

る。

(環境性能割の税率)

第137条の5 法第157条第1項(同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第157条第2項(同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)に掲げる自動車(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 前2項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

(環境性能割の税率の特例)

第137条の6 営業用の自動車に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「100分の1」とあるのは「100分の

0.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」

と、前条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とす  
る。

(環境性能割の免税点)

第137条の7 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対して  
は、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収方法)

第137条の8 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によ  
る。

(環境性能割の申告納付)

第137条の9 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動  
車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条

第1項の総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額

及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき

事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第

67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき

自動車 当該変更記録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2. 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第2項の総務省令で定める様

式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第137条の10 前条第1項の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第168条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第161条第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第162条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の現金の納付があつたときは、第137条の9第1項又は前条の規定により提出すべき申告書又は修正申告書に規則で定める納税済印を押すものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し、新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9

第1項の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

い。

(環境性能割に係る不申告に関する過料)

第137条の12 環境性能割の納税義務者が第137条の9の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等に関する申告)

第137条の13 法第164条第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申

告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る自

動車を移転した年月日

2 法第164条第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第137条の9第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

3 法第164条第6項の規定による環境性能割の還付を受けようと

する者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならぬ。

(自動車<sub>の</sub>返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等の申請)

第137条の14 法第165条第1項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免除申請書に、当該自動車の性能が良好でないこととその他同項の総務省令に定める理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 免除を受けようとする環境性能割の年度及び税額
- (2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号
- (3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号
- (4) 自動車を返還した年月日
- (5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地及

ひ氏名又は名称

(6) その他知事が必要であると認める事項

2 法第165条第2項の規定による環境性能割の還付を受けようとする者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに前項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)

第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第171条第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(環境性能割に係る不足税額等の納付手続)

第137条の16 前条の通知を受けた者は、環境性能割に係る不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない

い。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過する日とする。

### 第3款 種別割

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額
  - (2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は回
- 項第5号に規定する石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成27年3月31日までに最初の新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの(電気自動車等、自家用乗用車

<p>等、<u>一般乗合用バス及び被けん引自動車</u>（次号において「対象外自動車」という。）を除く。）に係る<u>初回新規登録</u>を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税  次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 軽油自動車その他の前号に規定する自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに<u>初回新規登録</u>を受けたもの（対象外自動車を除く。）に係る<u>初回新規登録</u>を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の自動車税  次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で<u>令和7年4</u></p>	<p>の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車（以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。）並びに家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキヤンピング車（以下この条及び次条において「家用乗用車等」という。）を除く。）に係る<u>最初の新規登録</u>を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の<u>種別割</u>  次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに<u>最初の新規登録</u>を受けたもの（天然ガス自動車等及び自家用乗用車等を除く。）に係る<u>最初の新規登録</u>を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の<u>種別割</u>  次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で<u>令和4年4</u></p>
---	---

月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けたものに係る当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度の自動車税 次の表の軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち営業用の乗用車で令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けたものに係る令和8年度分の自動車税 次の表の軽課税率の欄に定める額

自動車		通常税重課税率	軽課税率
(1) 乗用車 (3輪営業の小型自動車用である)	a 総排気量が1リットル以下のもの	7,500円	2,000円
	b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	2,500円
	c 総排気量が1.5リットル	9,500円	2,500円

月1日から令和8年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る当該最初の新規登録を受けた日の属する年度の翌年度の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち営業用の自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）で令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る当該最初の新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

自動車		通常税重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車 (3輪営業の小型自動車用である)	a 総排気量が1リットル以下のもの	7,500円	8,600円	2,000円
	b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	9,700円	2,500円
	c 総排気量が1.5リットル	9,500円	10,900円	2,500円

ものを除く。)									
トルを超え2リットル以下のもの									
d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500円	13,800円	15,800円					3,500円	7,000円
e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000円	15,700円	18,000円					4,000円	8,000円
f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500円	17,900円	20,500円					4,500円	9,000円
g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500円	20,500円	23,500円					5,500円	10,500円
h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000円	23,600円	27,100円					6,000円	12,000円
ものを除く。)									
トルを超え2リットル以下のもの									
d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500円	13,800円	15,800円					3,500円	7,000円
e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000円	15,700円	18,000円					4,000円	8,000円
f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500円	17,900円	20,500円					4,500円	9,000円
g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500円	20,500円	23,500円					5,500円	10,500円
h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000円	23,600円	27,100円					6,000円	12,000円

以下のもの				
i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	27,200円	31,200円	7,000円	14,000円
j 総排気量が6リットルを超え8リットル以下のもの	40,700円	46,800円	10,500円	20,500円
k 電気自動車	7,500円		2,000円	4,000円
イ a 総排気量が1リットル以下のもの	25,000円		6,500円	12,500円
自 b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	30,500円		8,000円	15,500円
家 c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,000円		9,000円	18,000円
用				

  

以下のもの				
i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	27,200円	31,200円	7,000円	14,000円
j 総排気量が6リットルを超え8リットル以下のもの	40,700円	46,800円	10,500円	20,500円
k 電気自動車又は水素自動車	7,500円		2,000円	4,000円
イ a 総排気量が1リットル以下のもの	25,000円		6,500円	12,500円
自 b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	30,500円		8,000円	15,500円
家 c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,000円		9,000円	18,000円
用				

d	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	43,500円	11,000円
e	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	50,000円	12,500円
f	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	57,000円	14,500円
g	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	65,500円	16,500円
h	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	75,500円	19,000円
i	総排気量が4.5リットル以下のもの	87,000円	22,000円
d	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	43,500円	11,000円
e	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	50,000円	12,500円
f	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	57,000円	14,500円
g	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	65,500円	16,500円
h	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	75,500円	19,000円
i	総排気量が4.5リットル以下のもの	87,000円	22,000円

	トルを超え6リットル以下のもの	円	円	円	円
	j 総排気量が6リットルを超えるもの	110,000円	27,500円	27,500円	55,000円
	k 電気自動車	25,000円	6,500円	6,500円	12,500円
(2) トラック	a 最大積載量が1トン以下のもの	6,500円	7,100円	2,000円	3,500円
(3) 輪営の小型自動車用	b 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,000円	9,900円	2,500円	4,500円
であるものを除く。)	c 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
	d 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	15,000円	16,500円	4,000円	7,500円







n	総容積が1リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が4人以上のもの	12,800円	14,000円	3,500円	6,500円
イ 自 家 用	a	最大積載量が1トン以下のもの	8,000円	8,800円	2,000円
	b	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	11,500円	12,600円	3,000円
	c	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	16,000円	17,600円	4,000円
	d	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	20,500円	22,500円	5,500円
	e	最大積載量が4トン以下のもの	25,500円	28,000円	6,500円

を 超え 5 トン 以下 のも の									
f	最大積載量が5トン	30,000	33,000	7,500					7,500
	を 超え 6 トン 以下 のも の								
g	最大積載量が6トン	35,000	38,500	9,000					9,000
	を 超え 7 トン 以下 のも の								
h	最大積載量が7トン	40,500	44,500	10,500					10,500
	を 超え 8 トン 以下 のも の								
i	最大積載量が8トン	40,500	44,500	10,500	円に最	円に最	円に最	円に最	円に最
	を 超え る もの				大積載	大積載	大積載	大積載	大積載
					大積載	大積載	大積載	大積載	大積載
					量が8	量が8	量が8	量が8	量が8
					トン	トン	トン	トン	トン
					を	を	を	を	を
					と	と	と	と	と
					に	に	に	に	に

		超える部分1	超える部分1	超える部分1	超える部分1
		トンまで	トンまで	トンまで	トンまで
		6,300円を加算した額	6,900円を加算した額	1,600円を加算した額	3,200円を加算した額
j	小型自動車に属するけん引車	10,200円	11,200円	3,000円	5,500円
k	普通自動車に属するけん引車	20,600円	22,600円	5,500円	10,500円
1	小型自動車に属する被けん引車	5,300円			
m	普通(a)最大積載量が8トン以下の	10,200円			





号に							
規定							
する	f	乗車定員が70	25,500	円	6,500	円	6,500
路線		人を超え80人以		円		円	
定期		下のもの					
運行	g	乗車定員が80	29,000	円	7,500	円	7,500
の用		人を超えるもの					
に供							
する							
もの							
をい							
う。							
以下							
この							
節に							
おい							

(イ) 一般乗合用のもの	a	乗車定員が30人以下のもの	26,500円	29,100円	7,000円
	b	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	32,000円	35,200円	8,000円
	c	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	38,000円	41,800円	9,500円
	d	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	44,000円	48,400円	11,000円
	e	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	50,500円	55,500円	13,000円
(イ) 一般乗合用のもの	a	乗車定員が30人以下のもの	26,500円	29,100円	7,000円
	b	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	32,000円	35,200円	8,000円
	c	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	38,000円	41,800円	9,500円
	d	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	44,000円	48,400円	11,000円
	e	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	50,500円	55,500円	13,000円



e	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	65,500円	72,000円	16,500円	33,000円
f	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	74,000円	81,400円	18,500円	37,000円
g	乗車定員が80人を超えるもの	83,000円	91,300円	21,000円	41,500円
(イ)	学校教育法第1条に規定する学校又は就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認	ア(ア)	ア(ア)	ア(ア)	ア(ア)

(4) 特ア 種用途	ア 乗車定員が3 人以下のもの	6,500	7,400	2,000	3,500
		円	円	円	円
自動車 (3輪業)	キ ヨ 乗車定員が4 人以上のもの	12,000	13,800	3,000	6,000
		円	円	円	円
の小型用 自動車 である ものを 除く。)	イ a 最大(a)車 積載量 の定め のない もの又 は最大(b)車 積載量 が1ト が2ト	6,500	7,100	2,000	3,500
		円	円	円	円
(4) 特ア 種用途	ア 乗車定員が3 人以下のもの	6,500	7,400	2,000	3,500
		円	円	円	円
自動車 (3輪業)	キ ヨ 乗車定員が4 人以上のもの	12,000	13,800	3,000	6,000
		円	円	円	円
の小型用 自動車 である ものを 除く。)	イ a 最大(a)車 積載量 の定め のない もの又 は最大(b)車 積載量 が1ト が2ト	6,500	7,100	2,000	3,500
		円	円	円	円